

第1 監査の対象

春日井小学校、小野小学校、坂下小学校、神領小学校、岩成台西小学校、松山小学校、北城小学校、東高森台小学校、篠原小学校、西部中学校、松原中学校、石尾台中学校

第2 監査の期間

令和5年8月18日から令和5年10月27日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は適切に行われているか。

3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

第4 監査の結果

春日井小学校始め12校について調査を行った結果、施設等の維持管理、安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 小中学校における安全確保

ア 施設の管理が適切でなかったもの

図書室の一部の本棚に転倒防止対策が施されていなかった。

転倒による事故の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(北城小学校)

イ 薬品類の管理が適切でなかったもの

次の3件について、紛失や事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) 施錠できない棚に薬品(希塩酸)が保管されていた。

(東高森台小学校)

(イ) 廃棄箱に少量の液体が残ったままの薬品容器(塩酸)が放置されていた。

(西部中学校)

(ウ) 薬品保管庫に薬品管理表に記載された本数より多い薬品(硝酸銀水溶液、アンモニア水)が保管されていた。

(松原中学校)

ウ 刃物類の管理が適切でなかったもの

次の4件について、紛失や事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) 刃物・工具点検簿の記載数量と保管されていた数量が一致しないものがあった。

(神領小学校、岩成台西小学校、北城小学校、松原中学校)

(イ) 刃物・工具点検簿に記載されていない刃物類(金ばさみ、千枚通し、彫刻刀、小型はさみ、かんな)があった。

(松山小学校、北城小学校、東高森台小学校、松原中学校、石尾台中学校)

(ウ) 施錠できない棚に刃物(カッターナイフ)が保管されていた。

(西部中学校、石尾台中学校)

(エ) 刃物(裁ちばさみ、包丁、かんな刃)の保管箱が施錠されていなかった。

(松原中学校、石尾台中学校)

(2) 小中学校の財産管理等

ア 公印管理に係る事務が適切でなかったもの

次の2件について、春日井市教育委員会公印取扱規程に基づき、適正な事務手続きを徹底されたい。

(ア) 廃止された公印が学校に残されたままとなっていた。

(坂下小学校、西部中学校)

(イ) 公印使用認可簿が作成されていなかった。

(松原中学校)